

はしがき

老朽化したマンションの建替えの円滑化を図ることが、都市再生や居住環境の向上の観点から急務であることから、平成14年6月、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」が制定され、同法第4条第1項の規定に基づく「マンションの建替えの円滑化等に関する基本的な方針」(平成14年12月、国土交通大臣策定)において、建替えの合意形成の進め方に関する指針及び建替えと修繕その他の対応との比較検討のための技術的指針を、国において作成することとされました。

前者の建替えの合意形成の進め方に関する指針として作成されたものが「マンションの建替えに向けた合意形成に関するマニュアル」であり、後者の建替えと修繕その他の対応との比較検討のための技術的指針として作成されたものが「マンションの建替えか修繕かを判断するためのマニュアル」です。

両マニュアルは、国土交通省総合技術開発プロジェクト(マンション総プロ、平成9～13年度)における合意形成手法等に関する研究成果をふまえて、国土技術政策総合研究所において、住宅研究部住宅計画研究室の長谷川洋主任研究官を中心となって作成した原案に、所内の議論、パブリックコメントの意見、国土交通本省との調整等をふまえて取りまとめられ、平成15年1月27日に国土交通省住宅局及び国土技術政策総合研究所より公表されたものであります。

国土交通省国土技術政策総合研究所